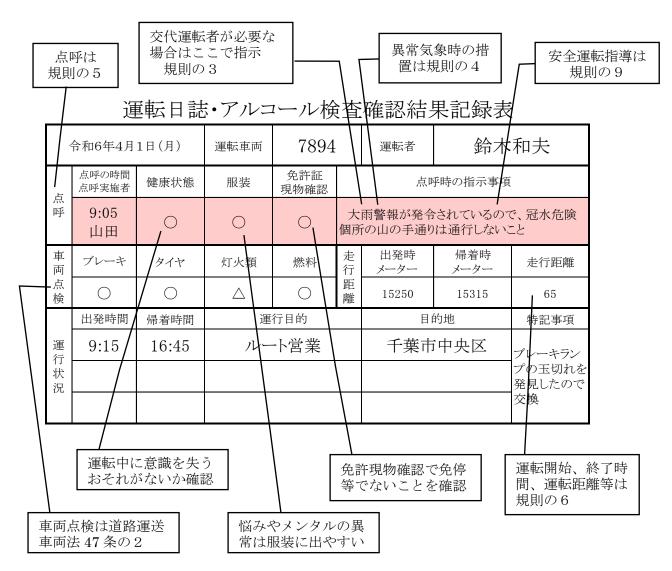
## 運転日誌・アルコール検査確認結果記録表(記載例)

安全運転管理者は法により少なくとも

ア 酒気帯びの有無の確認をした内容の記録

イ 運転日誌

をほぼ毎日、作成して保管しなければなりません。(道路交通法施行規則第9条の10)



注1:網掛け部分は管理者が記載すること

注2:この表の「規則の〇」とは道路交通法施行規則第9条の10の各項(安全運転管理者の業務) を指す

注3:このページと次ページの「運転日誌・アルコール検査確認結果記録表」は一般社団法人 千葉県安全運転管理協会が作成したものです。(法律で定められた様式はありません。)

## 確認方法の凡例

A~対面で確認

B~非対面で確認

部分は管理者が記載すること

- ※ 対面、非対面に関わらず目視等の確認は必ず実施すること。
- ※ 非対面で確認した場合は特記事項欄に具体的確認方法を記載すること。

	確認者	確認時間	確認方法	酒気帯びの 有無	検知された 数値	指示事項・確認方法などの特記事項
出発時	山田	9:00	A	なし		□特記事項なし 社用車で直帰したため自宅 到着時に携帯検査機器の検 知結果を報告させるとともに、 顔写真を送信させた。
帰着時	山田	17:30	В	なし		

	確認者	確認時間	確認方法	酒気帯びの 有無	検知された 数値	指示事項・確認方法などの特記事項
出発時						□特記事項なし
帰着時						

「酒気あり」の結果が出た場合は、運転を禁止するとともに、酒気帯び運転をした事実がある場合は警察に通報する等の措置をとること。また、その経過を記載すること。